

第2回 近江八幡市 廃棄物減量等検討委員会 議事要旨

【開催日時】

平成23年 3月17日（木） 13時30分～

【開催場所】

近江八幡市役所 4階 第3・4委員会室

【内容】

- 近江八幡市の指定ごみ袋について
- 指定ごみ袋有料制の考え方について

【議事要旨】

- 近江八幡市の指定ごみ袋について

- ・指定ごみ袋の種類については、現在、安土地域が中部清掃組合管内で統一した指定ごみ袋制を導入しているため、市内同一規格の整合性を踏まえ、導入する指定ごみ袋は、可燃ごみ袋（大）・可燃ごみ袋（小）・不燃ごみ袋の3種類を導入する。
- ・近江八幡地域と安土地域では処理施設が異なるため、指定ごみ袋を統一する必要があるのではないかという意見もあるが、指定ごみ袋の販売価格は市の手数料条例で定めなければならないため、地域で同じ価格の指定ごみ袋を導入するためには、必然的に同じ規格の指定ごみ袋となる。
- ・指定ごみ袋の大きさについては、市内同一価格の指定ごみ袋とするため、安土地域との整合性を踏まえ中部清掃組合の指定ごみ袋のサイズを採用し、可燃ごみ袋（大）は450・可燃ごみ袋（小）は250・不燃ごみ袋は300とする。
- ・不燃ごみについては質量が重いため、指定ごみ袋が大きくなると収集作業が困難となる。
- ・特に可燃ごみの指定ごみ袋の色については、収集回数が多いため地域外からの持ち込みを防ぐためにも近隣市町と異なる色にする。
- ・よく市販されているポリ袋に使用されている水色等は、指定ごみ袋との区別がつきにくいいため、避けた方がよい。
- ・選択する色によって指定ごみ袋の製作費が若干ではあるが違ってくるが、特殊な色（蛍光色等）を選択しなければ、大きな変動はない。
- ・印字については袋の色と同色は避け、明確に識別できる色とする。
- ・指定ごみ袋の材質、厚さ、形状については、価格に影響するため、指定ごみ袋の製造単価を袋のタイプ別に業者の参考見積もりを取って次回検討する。

- ・指定ごみ袋の印刷デザインについては、他市町からのごみの混入や流出を防ぐためにも自治体名を記入する欄を設ける。
- ・プライバシー保護の見地から記名式は問題が指摘されることもあるが、自分の排出するごみに責任を持ってもらい、分別の徹底や排出マナーの向上へ繋がることから記名式を採用する。
- ・安土地域では中部清掃組合で既に記名式が採用されているため、その整合性を図るため記名式を採用する。

○近江八幡市の指定ごみ袋有料制の考え方について

- ・ごみ処理料金の徴収方法には、指定ごみ袋制、有料シール制などがあるが、近江八幡市としては、全国のほとんどの市町村が採用している指定ごみ袋制による徴収方法を採用する。
- ・シール制の方が、既存の袋（レジ袋など）を使えるので資源の有効利用にもつながるという意見もあるが、シール制は小さいために取扱いは容易である一方、紛失しやすい（はがれやすい）。
- ・シール制は、ごみ袋の形状がまちまちとなるため、排出量に応じた手数料の負担に格差が生じる。
- ・指定ごみ袋制は、収集時に手数料徴収済みが一目で確認できる。
- ・指定ごみ袋制は、指定ごみ袋に入るか入らないかで粗大ごみとの区別が出来るが、シール制は、指定ごみ袋に比べて明確にできない。
- ・滋賀県では、ごみの排出抑制のため、買い物ごみ減量推進フォーラムしがを立ち上げ、レジ袋の削減に取り組んでいるため、指定ごみ袋制を採用することが望ましい。
- ・指定ごみ袋制やシール制の他にも、納入通知書や現金といった手数料の徴収方法があるが、日常の家庭ごみの収集では導入は困難であり、多くの市町村では直接持込みの場合等に採用されている。
- ・指定ごみ袋制は、指定ごみ袋を購入するという費用負担が発生することによってごみを減らそうとする動機（インセンティブ）付けが得られる。（負担額が多くなればなるほど効果が高くなる）
- ・環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」の調査によると 1 ～ 2 円/ℓ の手数料の料金水準で 10% 強のごみの排出抑制効果があるとされている。
- ・現在は、ごみを多く出す人も少ない人も全て同じですが、ごみを出す量に応じて費用を負担していただくため、公平性が図れる。
- ・平成 17 年に指定ごみ袋と有料化を導入した福岡市の調査では、導入後約 7 割の方がごみの減量化・資源化に関心が高くなったという結果が出ている。
- ・指定ごみ袋の導入効果により、ごみの減量化が進むと処理費用・収集費用が削減でき、財政負担が軽減でき、また、削減できた費用を福祉や教育の事業に活用できる。
- ・指定ごみ袋を有料化した場合、指定ごみ袋の収益を子ども会や自治会等の資源回収奨励金、生ごみ処理器の購入補助金の財源に充当することができる。

- ・ 前回、全国の指定ごみ袋の導入状況については、可燃ごみ袋で約 80%、不燃ごみ袋で約 60%と説明しましたが、近年では、指定ごみ袋の原価程度を徴収する単なる指定ごみ袋制から、処理費用の一部を上乗せして徴収する有料化についても全国的に広がっている。
- ・ 県内では、全国に先駆けて守山市が昭和 57 年に有料化を導入。現在は、県内の市では、栗東市・野洲市・湖南市・甲賀市・東近江市・米原市・長浜市・高島市が有料化を実施、大津市・彦根市だけが原価方式を取っているが、大津市は既に有料化に向けての答申が出されている。
- ・ 有料化とは、指定ごみ袋の製造原価と流通経費の他に、処理手数料を上乗せして徴収する方法で、ただ単に指定ごみ袋の製造原価と流通経費程度を徴収する場合は、有料化とは言わない。（環境省の一般廃棄物処理有料化参考）
- ・ 指定ごみ袋による徴収方法は、大きく分けると単純従量制と超過量有料制の 2 つがありますが、多くの市町村は単純従量制を採用している。
- ・ 単純従量制とは、指定ごみ袋の最初の 1 枚から料金を徴収する方法で、袋毎に料金を徴収する。
- ・ 超過量有料制とは、ある一定枚数（草津市の場合は 104 枚）までは無料または低価格で配布し、一定枚数を超えると比較的高い費用負担が発生（草津市の場合は 1 枚 110 円）する仕組みである。
- ・ 単純従量制は、最初の 1 枚から費用負担が発生するため費用負担の公平性が図れるが、超過量有料制の場合は、一定枚数までは無料と同じであるため費用負担の公平性が図れない。
- ・ 超過量有料制の一定枚数の定義については、家族構成等により排出量が違うため市民が不満を持たない（公平性）多い枚数に設定しなければならないため、無料と同じ意味しか持たない。
- ・ 超過量有料制は、自治会加入世帯以外への指定ごみ袋の配布が困難なことに加、一定枚数を超えた段階での把握が難しいなど事務が複雑で、公平性が図れない。
- ・ 単純従量制は、ごみを多く出す人ほど金銭的負担が多く発生するため、減量効果は超過量有料制に比べて大きい。
- ・ 県内では平成 22 年に栗東市が超過量有料制から単純従量制に変更され、草津市を除いて、全ての市町が単純従量制を採用しており、草津市も平成 21 年に制度変更の答申が出されている。
- ・ 近江八幡市としても、制度が単純で市民にも理解してもらいやすい単純従量制を採用する。